

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 相談事業等対応ガイドライン

このたび練馬ビジネスサポートセンターとして、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための相談事業等対応ガイドライン」を策定いたしました。利用者の皆様、相談員およびスタッフの感染リスクをできる限り抑え、安心してご利用いただくため、このガイドラインに沿った対応を実施いたします。

今後も社会情勢により状況が変化していくことが考えられますが、その都度、柔軟に対応してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 【総合・専門相談事業における対応】

窓口相談業務に関しては、下記の対策を講じます。

- 1) 濃厚接触の機会をできる限りなくす観点から、来所はお控えいただき、電話またはオンラインによる相談対応を原則とする。
- 2) やむを得ず、来所による相談対応が必要な場合には、事前予約のうえ、相談者との間隔を2m以上確保することができる会議室等で対応。対面での相談は最小限かつ短時間でを行うよう努める。

## 【各種補助金の受付における対応】

補助金等の申請手続き等に関しては、下記の対策を講じます。

- 1) 各種補助金の受付(商店街空き店舗入居促進事業を除く)は原則郵送対応とする。
- 2) 商店街空き店舗入居促進事業に関しては、事前予約のうえ、来所によるガイドラインに沿った対応を実施する。

## 【出張相談・派遣事業における対応】

各種出張相談および専門家派遣等に関しては、下記の対策を講じます。

- 1) 可能な限り、事前に電話やメール等を利用して、訪問時の対面での対応は最小限かつ短時間とする。
- 2) 事前検温・マスク着用・ハンドジェル等の消毒備品の持参等による感染予防対策を講じたうえ、必要最低限の人数で訪問する。訪問先では風通しのよい状況を確認し、利用者と専門家間の距離を保ち、できるだけ短時間でを行うよう工夫する。

## 【事務局内の感染予防対策】

- 1) 事務局内では入口にアルコール消毒液を設置、相談ブースにアクリルパネルを設置。相談員・スタッフ全員がマスク着用で対応する。また利用者に対する来場時の検温、マスクの着用、手指の消毒、手洗い等を徹底する。
- 2) 相談ブースは常時ドアを開放し換気する。またその都度、ブース内の拭き取り消毒を行う。
- 3) 事務局内において、万が一感染者が発生した場合、保健所等行政機関の指示に従い対応していくものとする。
- 4) 当面の間は本ガイドラインに従った対応を維持してすること。その他、今後の社会情勢に応じ、適宜求められる対策を講じながら、本ガイドラインを見直していくこととする。

## 【利用者の皆様へお願い】

事務局に来所、または訪問による事業を利用される皆様にも下記について、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 社会情勢等により、来所での相談および訪問の中止を余儀なくされる場合がございます。その際はHPへのご案内掲載とともに、利用予定者の方へ速やかにご連絡させていただきます。
- 来所または訪問当日のご自身の体調管理をお願いいたします。  
ご自身やご家族に風邪の症状や発熱など、体調不良がみられる場合は利用を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- 来場時の検温、マスクの着用、手指の消毒および「手洗い」「うがい」などの予防対策へのご協力をお願いいたします。